

「食の安全・安心レポート」 創刊にあたって



千葉県健康福祉部衛生指導課長

平山 勝男

「食の安全・安心レポート」を発刊するに当たり一言ごあいさつを申し上げます。

日ごろから本県の食品衛生行政の推進について、御理解・御協力をいただき感謝申し上げます。

食品をの安全・安心をめぐるのは、平成13年9月に我が国初のBSE（牛海綿状脳症）が本県で確認されたことに端を発し、その後、食肉の偽装表示、輸入野菜の残留農薬等様々な問題が生じております。国においても各種施策が講じられておりますが、消費者に、より身近である県といたしましても食品の安全・安心に関する情報をわかり易く提供するため、本書を発行することとしましたので、御一読いただきたいと思っております。

また、今後定期的に発行する予定であり、さらにより良い内容とするためにも広く県民の皆様から御意見をいただければ幸いです。

食品安全基本法・ 改正食品衛生法の概要紹介

食品安全基本法のポイント

point

① 基本理念は…

国民の健康の保護が最も重要

食品の安全性の確保は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に食品の安全性の確保のために必要な措置を講じ、行うことが規定されました。

② 責務と役割…

みんなで取り組む食の安全

国と地方公共団体及び食品関連事業者はそれぞれの立場で食品の安全性の確保の施策や必要な措置を行うことと、消費者は食品の安全性確保に関し知識と理解を深め、施策について意見を表明するよう努める役割が規定されました。

③ 情報及び意見の交換の促進…

情報の共有と相互理解

国や地方公共団体は、食品の安全性確保に関する施策を策定する場合に、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るよう規定されました。

④ リスク評価…

食品健康影響評価の実施

食品を摂取することにより、人の健康に及ぼす影響について、科学的に評価（「食品健康影響評価」）をしなければならないこととされました。

この評価は、内閣府の食品安全委員会が行うこととされました。

改正食品衛生法のポイント

point

- 法律の目的に「国民の健康の保護を図る」旨が規定されました。
- 国や地方公共団体、食品事業者等の責務が明確化されました。
- 食品の規格や基準に関する規制の見直しが行われました。
- 食品営業施設に対する監視指導についての指針や計画の策定を行うこととされました。
- 食中毒等飲食に起因する事故への対応の強化が図られました。 等

特集 新たな食の安全への 取り組みについて

千葉県の取組

千葉県食の安全・安心対策会議の設置

県では、食品の生産から流通、消費に至るまでの総合的な安全・安心確保対策を全庁を挙げて講じていくため、関係各課室からなる「千葉県食の安全・安心対策会議」を設置しました。

この会議では、生産から消費までの一連の段階における総合的な食の安全・安心確保対策の推進や、急を要する問題の発生時に迅速な対応を図り、県民の健康の保護に努めていくこととしています。

また、この会議の中に「基本指針検討部会」と「表示部会」を設置し、現在、安全・安心確保対策を推進する上で、施策の方向性を示す基本指針の検討や食品の表示の効率的・効果的な監視指導の在り方などについて検討しています。

今後は、この会議などを通じ、県民の皆様の健康の保護を第一に施策を推進していきます。



▲平成15年12月24日第1回食の安全・安心対策会議

情報及び意見の交換の場の設置に向けて

消費者、生産者、食品関連事業者及び行政等の食品に関する各分野の有識者が一同に会し、食の安全性の確保に関する専門的な情報の共有と意見交換を行う場を設置し、県民の視点に立った食品安全行政を推進していきます。

平成16年度 千葉県食品衛生監視指導計画の策定

食品等の監視指導については、これまで、国が定めた全国一律の画一的な基準により実施してきてきたところですが、昨年改正された食品衛生法で、今後は知事が地域の実情等に合わせて食品衛生監視指導計画を策定し監視指導を行うことが規定されました。

そこで、法律の趣旨を踏まえ、本県の実情を勘案した「平成16年度千葉県食品衛生監視指導計画」を策定し、本年4月からは、この計画に基づき、一層効率的・効果的な監視指導を行ってまいります。

食の安全・安心 フォーラムinちばの開催

食の安全・安心の確保のための新たな取り組みについて理解を深めていただくため、「食の安全・安心フォーラムinちば」を開催します。

